



MANAZURU

議会だよりまなづる

No. 46

2015年(平成27年)

2月1日発行



私

の好きな場所

絵の作者 山田泰之(やすゆき)さん

町営レストラン魚座の二階から磯崎をのぞむ。
真鶴港の中でも静かな場所です。

C 目次 ontents

10月・11月臨時会報告	2～3P
12月定例会報告	3～6P
一般質問	7～10P
審議結果	11P
議長の部屋 等	12P

神奈川県真鶴町議会

〒259-0202 神奈川県足柄下郡真鶴町岩244-1
電話0465-68-1131(内線360)
info-center@town-manazuru.jp

発行/真鶴町議会
編集/議会広報特別委員会

ご意見ご感想をお寄せください

10月・11月臨時会、12月定例会

10月29日
臨時会開催

10月臨時会は、真鶴町産業活性化センター条例制定について審議が行われた。

 真鶴町産業活性化センター条例の制定について

賛成多数

真鶴町産業活性化センターの設置及び管理について所要の定めを行った。

村田 チャレンジショップの貸出期間に関する規定を設けなくて良いか？

産業観光課長 使用許可条件の中で、当初6カ月

とし、使用状況に問題がなく、双方合意すれば、6カ月延長とする。

村田 観光協会案内所の使用料は発生するか？

産業観光課長 本来、開設者である町が行うべき受付、情報発信、観光案内業務を観光協会に委託することから発生しない。

村田 収支計画は？

産業観光課長 収支バランスを考慮しながら運営

していく。

村田 土日のみ借りる方が出ると、良いところ取りにならないか？

産業観光課長 一日単位での貸し出しは考えておらず、借主が次が変わるまでの間に日にちが空くなどのケースを想定しての使用料設定だ。

村田 「食の駅」をこの事業の中で進めるか？

産業観光課長 飲食店に限らず、地場食料品の販売、交流先である海士町の岩牡蠣、白いか等の販売といった取り組みを行っていく。

光吉 使用料はどのように算出したか？

産業観光課長 建物・土地の評価額に、改修工事費、管理費、広告宣伝費等を加え、面積按分で算出した。

光吉 借り手が見つからない場合、使用料見直しは行うのか？

産業観光課長 現段階で見直しは行わない。一事業者では負担が大きいため、共同使用も可能としている。

産業観光課長 現時点で

光吉 募集PR方法は？

産業観光課長 商工会、観光協会等から会員に向けての情報発信、ホームページでの募集を行う。

光吉 火の使用は可能か？

産業観光課長 保健所等の許可の問題だ。

光吉 開館時間が9時、16時となっているが、どの時間帯をターゲットとするのか？

町長 出店者と打ち合わせを行いながら対応する。

光吉 施設自体の大きくな運営イメージは？

町長 活性化に向け、いろいろな方にチャレンジをしていただく施設だ。

黒岩 センター長等は産業観光課職員を異動させるのか、あるいは新たに置くのか？

産業観光課長 ケープ、魚座同様、センター長は職員が兼務し、管理自体は観光協会が行う。

岩本 町が直接行う事業やスペースは考えているか？

産業観光課長 現時点で

考えていないが、万一、空きが出た場合には何らかの措置をする必要がある。

岩本 住民説明会で出た意見、アイデアに対する取り組みは？

産業観光課長 原則として、借主の申請内容に基づき審査、運営を行うものだが、もし、町が直接運営に携わる場合には、道の駅にしたらどうかといったアイデアも検討していく。

岩本 町が取得した施設運営を借主にばらせることが丸投げにならないか？

産業観光課長 この施設の目的である地場産業の振興、地域の活性化、地域との交流、新たな産業の創出にそった審査をしていく。

田村佳江氏の任期満了に伴い、同氏を再任することとなった。

 監査委員の選任について

全員賛成

田村佳江氏の任期満了に伴い、同氏を再任することとなった。

 真鶴町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

人事院勧告に基づき、

11月28日
臨時会開催

11月臨時会は、真鶴町監査委員の選任、真鶴町職員・常勤特別職・教育長の給与等の改正等について審議が行われた。

 専決処分承認を求めることについて

全員賛成

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行経費を予算措置するの急務を要するため専決処分した平成26年度真鶴町一般会計補正予算（第3号）について、承認した。

 真鶴町常勤特別職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

人事院勧告に基づき、

勧告どおり町長及び副町長の給与を0・15カ月分引き上げ、年間4・1カ月分とすることとなった。

 真鶴町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

人事院勧告に基づき、

勧告どおり町長及び副町長の給与を0・15カ月分引き上げ、年間4・1カ月分とすることとなった。

 真鶴町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

人事院勧告に基づき、

全員賛成

質疑応答



議会を傍聴してみませんか

真鶴地域情報センターでも議会中継をしています。

勧告どおり教育長の賞与を0・15カ月分引き上げ、年間4・1カ月分とする事となった。

 真鶴町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

児童扶養手当法の一部改正に伴い、所要の改正をすることとなった。

全員賛成

12月11日～12日
定例会開催

12月定例会は、真鶴町自治基本条例の制定、補正予算等について審議が行われた。

 真鶴町自治基本条例の制定について

賛成多数

黒岩 検討委員会最終案の骨格は残したというが、大きな特徴である住民参加、例えば公聴会の実施、まちづくり協議会などは骨格として入れるべきで、それらは規則を作り入れるとするのであれば、規則も含め全体を示すべきではないか？

企画調整課長 自治基本条例は、町の政策等を縦割りではなく総合的な立場に立ち定めるもので、町が自治の基本とする考え方、住民が持っている考え方を示すものである、町民からの意見聴取のために実施するまちづくり討論会や公聴会等はいくまでも手法であり、個別の条例・規則等で定めるものとは異なる。

また、町民からの意見を聴く機会を設けると規定しており、町民が提案することが出来るというのが基本にある。

黒岩 住民投票が町民投票となっているが？

企画調整課長 この条例の中では住民という用語は使っておらず、町民とは、地方自治法に定められた住民を基本とし、具体的な制度の手続きの対象となる町民については個別に規定するもので、神奈川県自治基本条例でも県民投票、県民参加としており、これに準拠した。

黒岩 自治基本条例は一人ひとりの町民にとって大切なものであり、原案作成にあたり4回の町民討論会を行ったように、今回も町民討論会にかけべきではないか？

企画調整課長 討論会での意見を集約したものが検討委員会から町へ提案されたこと認識しており、本案は、その主旨を十分に反映したものである。

村田 本案を検討委員会に諮ったか？

企画調整課長 直近の検討委員会において、委員会最終案をもとに町が条例案を作成し、条例が制定された時点で検討委員会に文書により報告すること、検討委員会は了承している。

 真鶴町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

賛成多数

板垣 支給認定はどのような流れで行われるか？

健康福祉課長 これまでどおり保育園又は役場への申込に変わらない。

板垣 内容及び手続の説明及び同意を電磁的方法により行う場合、利用者のアドレスに送信されるのか？

健康福祉課長 申込時のアドレスにPDFデータを送信する。

板垣 新しい制度なので利用者が戸惑わないようにする対策は？

健康福祉課長 手続きに大きな変更は無く、特段の問題はないと認識している。

黒岩 この制度は、消費税増税分でまかなうとされているが、増税が一年半先送りとなった中、財政措置はどうなるか？

健康福祉課長 消費税が8%になった段階から増

税分を子ども・子育て支援に充てるため、国が法を定め実施しており、先送り分については何ら指示なく未定である。

黒岩 契約は、事業者と保護者間の契約か？

健康福祉課長 事業者と保護者間の契約となる。

黒岩 保護者の負担額上乘せについてどう考えるか？

健康福祉課長 従来どおり、通常保育以上を希望した場合、相当分を支払っていただく。

黒岩 保育士の配置基準は？

健康福祉課長 配置基準も従来どおりである。

黒岩 児童福祉法24条1項に市町村の保育実施責任がうたわれているが、条例の中ではそれがどう生かされているのか？

健康福祉課長 これまで定めがなかったもので、ここで制定するものである。



12月定例会



真鶴町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

賛成多数

黒岩 小規模保育や家庭的保育の内容によって、保育士資格がなくても良いのは問題ではないか？

健康福祉課長 保育士がいることを前提に、保育士資格のない保育従事者に研修を行う規定である。

黒岩 食事搬入を認めるべきではないのでは？

健康福祉課長 搬入の場合には加熱が義務付けられており、そのような施設申請時に協議していく。

黒岩 災害や地震を考えると、建物は4階ではなく2階までとすべきでは？

健康福祉課長 現状では、4階建て施設が必要になるとは考えられない。



真鶴町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

全員賛成



真鶴町特別職の職員中非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

全員賛成

村田 鳥獣被害対策実施隊員は何か？

産業観光課長 猟友会員より6名を予定している。

村田 年額12000円の報酬以外に、町から支払う費用はあるか？

産業観光課長 追い払い等に出動した場合などには、国からの交付金を元に、別途謝礼を支払う。

村田 年間出動件数は？

産業観光課長 月一回程度の見回り出動に加え、イノシシやサルによる被害が多いときに出動を求める。

村田 人数の上限は定め

ないか？

産業観光課長 制度制定の背景には猟友会後継者不足があり、今後は猟友会の後継者を育て、隊員の入れ替えや増員を図っていく。

光吉 国からの交付金額は？

産業観光課長 イノシシの防止用電器柵購入費を含め、今年度は69万4千円を請求する予定である。



平成26年度真鶴町一般会計補正予算（第4号）について

全員賛成

村田 町交際費を減らし食糧費を増やした理由は？

総務課長 従前は来客時の手土産を町交際費より支出していたが、近隣の市町村の例にならない、町で行う式典等の料理代と同じく食糧費からの支出に改めたものである。

村田 交際費の使われ方があやふやにならないか？

総務課長 交際費は、町で定める規定に基づき支出している。

村田 お林展望公園の光熱水費が大幅に増えた原因は？

光吉 臨時福祉給付金事

産業観光課長 二階部分の電気料を、それまでの賃借人全額負担から、供用部分について按分方式に変更した。

村田 街灯の新設場所は？

まちづくり課長 1灯は予備費で対応し、細山地区に設置した。2灯は今回の補正で対応し、まなづる小学校地下道出口付近と岩本石材奥の高橋アパート下に設置予定で、以前取り外したLED灯の予備を使用することにより申請費用と設置工事費のみの支出である。

板垣 子育て世帯臨時特例給付金を未だ申し込まれていない方の人数と、今後の対応は？

健康福祉課長 対象者344件に対し260件に支給しており、申請がなされていない方については既に通知を出した。

光吉 活性化センターの施設使用料・設備等使用料の減額理由は？

産業観光課長 使用料が確定したためである。

光吉 臨時福祉給付金事

業補助金の減額理由は？

健康福祉課長 金額確定により減額したもので、対象者1152件に対し、762件に支給した。

光吉 活性化センターの光熱水費の増額理由は？

産業観光課長 契約者は町であるので、施設借受者から町に納付された光熱水費を歳入に計上し、町が一括して支払うため歳出増となる。

光吉 教師・児童用図書購入費がかなり高額だが？

教育長 小学校教科書の採択替えにより27年度から全ての教科で新しい教科書となるため、各学級担任に配布するものである。

高橋 各種寄附金が増えているがその内容は？

企画調整課長 地域振興基金に対する寄附6件、奨学金事業、町立小中学校図書等、まちづくり推進事業に対する寄附各1件で、いずれも個人からの寄附である。

黒岩 奨学金事業内容は？

光吉 臨時福祉給付金事

教育長 中学を卒業し、高校進学準備の一部に充てるための奨学金である。

健康福祉課長 準要保護世帯を対象とし、一人3万円を支出している。

光吉 活性化センターの光熱水費の増額理由は？

産業観光課長 契約者は町であるので、施設借受者から町に納付された光熱水費を歳入に計上し、町が一括して支払うため歳出増となる。

光吉 教師・児童用図書購入費がかなり高額だが？

教育長 小学校教科書の採択替えにより27年度から全ての教科で新しい教科書となるため、各学級担任に配布するものである。

高橋 各種寄附金が増えているがその内容は？

企画調整課長 地域振興基金に対する寄附6件、奨学金事業、町立小中学校図書等、まちづくり推進事業に対する寄附各1件で、いずれも個人からの寄附である。

黒岩 奨学金事業内容は？

光吉 臨時福祉給付金事



平成26年度真鶴町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について

全員賛成

村田 国保税の収納率と、滞納分回収への取り組み策は？

板垣 国保税の収納率11月末時点の収納率は、現年課税分58・94%、滞納繰越分9・87%で、納期限までに未納の方へは督促状を送付、その後、財産調査等を含め、本人と交渉し納付を促す。

副町長 国保税の滞納分は結構な額があり、国保運営にあたっては、公平性の面から納めていただくのは当然であるが、な

光吉 臨時福祉給付金事

光吉 臨時福祉給付金事

質疑応答

なかなか徴税率が上がらないので、徴収担当者が集まり対策を検討している。

徴税は財政の根幹をなすものであり、議会にも状況を共有していきたい。

黒岩 葬祭費の内訳は？
町民生活課長 10月末までに15名の申請があり、11月に3名が亡くなられている。

 平成26年度真鶴町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

全員賛成
歳入歳出に430万4千円を追加し、総額を2億5021万8千円とした。

 平成26年度真鶴町真鶴魚座・ケープ真鶴特別会計補正予算（第3号）について

全員賛成
歳入歳出に8千円を追加し、総額を1億3615万1千円とした。
村田 ケープ真鶴は、観光協会が活性化センター

に移転し、食堂も休業中だが、空き場所の今後の利用方法は？

産業観光課長 観光協会移転跡は、以前は自然案内場所であったのでジオパーク案内等への活用を検討するが、ケープ真鶴は12月まで指定管理者を募集しており、応募状況によっても考える。

村田 土産品は業者が持ち込んだものを販売しているとのことだが、真鶴らしい商品、観光客が求める商品を選ぶ努力が必要ではないか？

産業観光課長 魚座のお土産品は海産物を中心に行っている。

光吉 魚座の賄材料費が減っており、企業努力の結果と評価するが、歳入は見込みどおりか？

産業観光課長 魚座は昨年より改善してきており、ケープも改善しているが未だ厳しい状況にある。

 平成26年度真鶴町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

健康福祉課長 元々、介護保険によるサービスを

全員賛成
保険事業勘定における歳入歳出に999万1千円を追加し、総額を7億5980万7千円とした。

二見 第三者行為による賠償金、不正不当利得による返納金の内容は？

健康福祉課長 第三者行為による賠償金は、21年度に交通事故にあった方が24年度から介護保険適用となり、今年度お亡くなりになったため、これまでの給付分を精算したものである。

不正不当利得は、熱海市にあった施設にかかる真鶴町分の給付費約1200万円が入る見込みだったが、倒産により管財人からその一部が支払われたもので、残りは欠損となる。

黒岩 要支援1、2の方の通所サービスやデイサービス等を除き国から市町村に移行するとなっているが、その影響はないのか？

健康福祉課長 元々、介護保険によるサービスを

行っており、今後も特に変わらない。

 平成26年度真鶴町水道事業会計補正予算（第1号）について

全員賛成
営業費用に215万円を追加し、総額を2億775万4千円、職員給与費に23万3千円を追加し、総額を2241万2千円とした。

 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書について

賛成少数
9月定例会で、総務民生常任委員会に付託され、11月28日開催の同委員会では、否決（賛成少数）すべきものと決定したとの委員長報告があり、審議の結果、賛成少数で否決された。

【賛成討論】
村田 集団的自衛権を認めることは明らかに憲法違反であり、反対だ。

国の最高機関である国会並びに内閣府が、国の

最高規則である日本国憲法を守らなくて国民の規範になるのか。

憲法第9条は、明確に武力の行使を放棄し、国際紛争を解決する手段として否定しており、武力によらない国際紛争解決手段は、和平交渉、国家間仲裁、平和支援などもある。

憲法に掲げていることを忠実に守らない国家が、国際的な信頼を得られるとは思えない。

信用ある国家だからこそ、国際的信用も高まり、国民一人ひとりに自覚と誇りが持てるようになる。

【反対討論】
二見 提出者の黒岩議員に、本閣議決定のどこに「国外で戦争できる国」と書かれているかと委員会審議で再三にわたり問うたものの、明確な回答を得られなかった。

「国外で戦争できる国となる」とは、どこにも書かれておらず、一方、「武力行使が認められる条件」として、具体的に

三要件が定められており、単純に同盟国に行つて同盟国を守るために戦闘行為を行うことや、第三国に乗り込んで同盟国とともに戦うことを容認するとはどこにもなく、あくまでも自国のための集団的自衛権の必要最小限の行使容認であり、「国外で戦争できる国となる」というのは明らかに誤りだ。

憲法違反であるか否かを判断する権限を真鶴町議会には有していない。我が国は法治国家であるからこそ、憲法第81条に基づき裁判により判断を求めるのが当然である。

憲法第9条は、「いかなる理由があろうとも、武力をもって戦うことは許されない」としているが、そもそも、国民の生命、財産を守ることを目的とした個別的自衛権の許容も憲法解釈であり、本閣議決定は、従来の憲法解釈と整合性を保ち、憲法上許される自国防衛のための武力行使の限界を示すとともに、今後、

12月定例会

国民の命と平和を守り抜くために切れ目のない国内法整備に取り組む方針を明記したものだ。

今回の閣議決定によって自衛隊が集団的自衛権を行使できるようになるわけではなく、行使のためには、自衛隊法の改正は当然であり、自衛隊法を改正しても、そのときに国会が拒否すれば、自衛隊は動くことは出来ない。

今回の閣議決定は、きわめて限定的で抑制的な部分容認であり、自衛の範囲を明らかにしたものである。

従来から、「PKOに参加する自衛隊員は、助けを求めに来た目の前で暴行を受けている現地の少女を助けることも、武装集団に襲われて助けを求めるNGOボランティアの方々の助けることも、従来の内閣法制局の憲法解釈ではできず、侵略を受けて多くの犠牲者が出ている国に、医療品を提供することもできない。いずれの場合も、日

本が組織的に武力攻撃しているわけでも、戦争に参加しているわけでもないが、手が出せない」との法解釈に大きな疑問が投げかけられてきた。

その場面で、より人道的な、そして国際協調主義的な対応が可能となるのであって、これらを行わないことは、国際社会における利己主義であり、また人道主義への裏切りである。

これら現実的な世界情勢をすべて無視して、今回の政府の抑制的な決定を見て、「これで立憲主義が死んだ」あるいは「これで日本は戦争のできる国になってしまう」というのは、あまりにも短絡的だ。

なお、本発議の提出者二名のうち村田議員は、総務民生常任委員会審議において、各委員からの質疑に答えるべき立場にありながら、直前の全員協議会に出席していたにも関わらず、同委員会に出席しなかったことを申し添える。

 地震財特法の延長に関する意見書の提出について

【意見書の要旨】

全員賛成

東海地震に備えて、地震防災対策強化地域の関係地方公共団体は、地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところである。

この計画は、限られた期間内に緊急に整備すべき必要最小限の事業をもって策定されたものだが、平成26年度末で期限切れを迎える現在もお、実施すべき事業が数多く残されている。

また、東日本大震災をはじめとする近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、緊急輸送道路・消防施設・山崩れ防止施設・避難地・避難路の整備、公共施設の耐震化等をより一層推進する必要がある。

さらに、近年では、南海トラフ地震及び首都直下地震にかかる被害想定

等も発表され、それぞれの地震を対象とした特別措置法が施行されたところではあるが、地方公共団体が行う地震防災対策事業への二法に基づく国の支援は充分とは言えない。

よって政府は、地震対策緊急整備事業計画の根拠となる「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」について、有効期間の延長を図られること、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」及び「首都直下地震対策特別措置法」に基づく国の支援について拡充されるよう強く要望する。

【提出先】

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣（防災）

消防庁長官

林野庁長官

水産庁長官

 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を日本政府に求める意見書の提出に関する陳情書

総務民生常任委員会に付託し、継続審査とすることとなった。

 国家戦略特別区域における旅館業法の特例に関する意見書の提出について

賛成多数

【意見書の要旨】

神奈川県全域が指定されている国家戦略特別区域において、2020年の東京オリンピック開催に伴う外国人の滞在ニーズへの対応として、旅館業法で定めているさまざまな規制を外し、一般のマンションやアパートを旅館・ホテルとして使用させ、外国人旅客の滞在

に必要な役務を提供する「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」は、政令で定める要件に該当していると県知事が認定すればこの事業の実施者が旅館業法の適用除外となる。

しかし、旅館業法の規制が外されることは、治安維持や公序良俗に大きな影響を与え、本町の基幹産業の一つである観光産業へ大きな影響を及ぼすばかりでなく、国内での犯罪行為の温床やテロ行為の助長にもなりかねない。

よって、県の条例において、旅館業法の適用除外をされないよう強く要望する。

【提出先】

神奈川県知事





高橋 敦
議員

「町財政再建に向けた取り組みについて」

Q 当町は、著しい少子高齢化の進行や各種産業が停滞から依然として脱出できていないことにより歳入増が見込めず、歳出面でも高齢化に伴う医療費や福祉費等の増加により、引き続き厳しい財政運営が求められる。

A 町財政再建に向けた方向性及び方策は？

今後、少子高齢化の進行とともに、人口の加速度的な減少が予想され、特に労働人口の減少は税収に大きな影響を及ぼす。

財政再建のため、短期的には、補助金・交付金等の獲得、利用計画のない町有地の売却や遊休町有地の活用、行革による現在の事業等の見直しによる財源確保、中長期的

には、産業の振興、雇用の創出、経済基盤強化による財政基盤の安定、人口減少への対策を進める。中長期的な取り組みの具体例としては、町の若者グループによる起業へのチャレンジイベント「スタートアップウィークエンド」へのサポートや、水産業振興のための牡蠣養殖調査を進めている。

Q 補助金・交付金獲得に向け、県だけでなく、国とのパイプを作り、予算を獲得するための方策は？

A 県知事との首長懇談会や県議団、各政党、町村会を通じての財政支援要望のほか、地元国会議員からの情報提供に併せ、国会議員をパイプ役として補助金等の獲得に努めている。

Q スタートアップウィークエンドは、1回目比べ、参加人数が減ったと聞いているが？

A 町に起業家コミュニティを作ることを主

眼としており、継続開催による参加者の累積により、町と縁を持つ起業家のつながりが拡大し、起業家や経営改善を志す人たちが町に集まり、町の実際の地域課題を解決する事業を生み出す仕掛けとして今後も後援していく。

Q イベントだけではなく、起業を望む方へのバックアップとして、公設民営による施設・設備等の提供も重要だ。安倍内閣が推進する地域創生事業関連では、地方の中小企業等がICTを用い、『原材料の調達↓加工↓デザインの決定↓製造↓販売』といった物づくりの一連の流れを地域の協業促進として行う起業家へのサポート策も検討されている。

起業を目指す方に町に定着していただくことにつながるように、色々な情報を早めに収集を。

一般質問



光吉 孝浩
議員

「特色ある学校教育プログラムについて」

A 教育計画の策定に当たっては、現在の真鶴の教育環境や子どもたちの状況を把握する中で、成果や課題を整理し、今後の教育の在り方を考えることを基本的な姿勢としている。

今後の国の小中一貫教育の動向や内容を踏まえながら、町で一つの小学校、一つの中学校という環境を活かし、真鶴町の12年間の子どもたちの連続性を大切にした教育、更に、真鶴の文化や歴史・産業・自然などから学ぶ「ふるさと教育」の見直し・改善により、特色のある学校教育プログラムの取り組みに努めていく。

「公共交通に関する取り組みについて」

A 当町においては、これまで地域公共交通に関する総合的な計画を策定していないことや、策定していないが故の課題に対し、改めるため、26年4月より真鶴町地域公共交通の基本方針をまとめる計画づくりを実施している。

現在、公共交通の現状把握、当町が運行しているコミュニティバスの利用者アンケート及び公共交通に関する町民アンケート、また新たな公共交通の実証実験等、様々な事業を実施し、集計分析を行い、当町に合った効果的・効率的な地域公共交通の在り方を検討している。

「町民との合意形成の方策について」

A 23年度まで、町内5カ所の会場で地区別懇談会を開催し、意見や提案などを伺った。

24年度には町内在住の若い人から、25年度には

真鶴町に移住された方からの意見や展望を聴く場を設けた。また町への手紙を継続して実施し、毎年20件以上の意見をいただいた。

重要政策に係る住民参加については、総合計画の策定時には、まちづくり検討会・町長と町民の懇談会・団体別懇談会を実施した。地域防災計画策定時には、パブリックコメントを実施。ハザードマップ作成にあたっては、町民の皆さんと「まち歩き」を実施した。策定を進めている高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・地域公共交通網形成計画についても、アンケート及びパブリックコメントを実施し、住民参加による策定を行う。

今後も、重要な計画や政策を検討するなどの際には、町政運営に広く町民の意見を聴く機会を設けていくことに努める。



村田 知章
議員

払い過ぎの税金ありませんか？

「知らない」と損する税制度について」

Q 税は徴収の面でも公平性が求められるが、その際、申請のことを知らないという損をするような税の仕組みがあつてはならないと思う。

そのためにも、申請しないと免除や返還や控除の対象とならない税金の種類を明確にする必要があると思うが？

A 知らないという損をするような税の仕組みがあつてはならないと思う。そのためにも、分かりやすく正確な広報に努める。

Q 税の徴収システムが大変複雑なことが一番の問題。一覧表のような形で広報できないか？見落としも確認できる。

平成25年度の町の電話使用料は、306万3979円。国際電話は無し。

A 判断材料として常時、閲覧できるようにホームページ上で広報する。

通話も無料の時代
「スカイプの導入について」

Q スカイプというインターネットを経由した電話を導入することで、大幅に電話料を下げることは出来るのでは？

A 庁内のパソコンはLANでネットワーク化されているが、ケーブルの老朽化と容量不足の状況にあり、通常業務においても支障がでている傾向にある。

スカイプ電話を導入することにより、通信スピードが遅くなることが懸念される。

全面的な改修が必要のため、導入は考えてない。

Q 現在の役場の通話料は？

A 平成25年度の町の電話使用料は、306万3979円。国際電話は無し。

Q スカイプを導入するしないに関わらず、ケーブルの老朽化は早急な改修が必要なのではないか？

A あらゆるところが老朽化している。改修はしていかなければならないが、多額の費用が掛かる。スカイプを入れることで全体に影響が出る可能性もある。

Q インターネットを紹介した無料通話のアプリが次々と登場している。文字入力で会話できるため聴覚障害者にも有効に活用できる。

国際化に向けたインターネット環境の整備が必要だ。

国際化に向けたインターネット環境の整備が必要だ。



一般質問



田中 俊一
議員

人口減少問題について

Q 人口減少は、行政サービスにも大きな影響を及ぼす。

自治体が単独でさまざまな公共施設を維持し行政サービスを提供することが、困難となり自治体間の連携協定などによる行政サービスの集約と効率化が迫られる。

わが町の今後のビジョンの柱となる取り組みやアイデア等具体的な策はあるのか

A 少子高齢化、人口減少問題は町財政に大きな影響を及ぼす。

町では、産業振興による経済基盤の強化、雇用の創出により労働人口の減少抑制に努める。

現在、真鶴町はし尿処理、火葬消防、下水道処理、ごみ処理について、湯河原町との広域行政で

事業を行っている。なお、福祉分野での広域連携を検討する必要がある。

また、職員研修、都市交通や防災について、西部広域行政協議会で事業展開しているものもある。

高齢者自身が健康作りに励み、生活習慣病の予防を心掛けることで町民の健康寿命を延ばすことが出来る。

こうした取り組みを地域で普及させることで、医療、介護費を抑えることにもつながる。

Q 高齢者に生きがいを持って過ごす、地域を支える担い手として、地域活動に参画していくことは町の活力増進にとって不可欠。

具体的な取り組みを後押しすることが必要。

A 町では、直営の地域包括支援センターがあるが、県内では大部分が事業者、社会福祉協議会に委託している。

当町も委託していきたいが、単独ではむずかしいので、湯河原町と一緒にできないか考えている。元氣な高齢者は老人クラブ加入促進、生きがい事業団など就労創出によって介護保険に移行しないように努めたい。

また、新たに社会福祉協議会中心に分ち合い、支え合い体制作り実行委員会を立ち上げ現在会議中である。

内容は、元氣な高齢者については自治会協力のもと介護保険サービスの対象者、要支援にならないように一歩手前の方に、買い物、ごみ出し、見守り等を有償だがボランティアとして活躍していただき、健康でいていただきたいという考えのもとで行う。

平成29年度介護保険法の一部改正により実行しなければならず、早急に計画を進めていきたい。27年一部の自治会でモデル地区として実施していく予定である。

平成29年度介護保険法の一部改正により実行しなければならず、早急に計画を進めていきたい。27年一部の自治会でモデル地区として実施していく予定である。

平成29年度介護保険法の一部改正により実行しなければならず、早急に計画を進めていきたい。27年一部の自治会でモデル地区として実施していく予定である。

平成29年度介護保険法の一部改正により実行しなければならず、早急に計画を進めていきたい。27年一部の自治会でモデル地区として実施していく予定である。

平成29年度介護保険法の一部改正により実行しなければならず、早急に計画を進めていきたい。27年一部の自治会でモデル地区として実施していく予定である。



岩本 克美
議員

遊休農地や町所有未利用地の利用促進について

Q 未来を築くビジョン
実施計画にある「基本方針3「地の仕事」」

の中にある真鶴町の畑の仕事、について伺いたい。事業計画として、農業関係者への各種情報提供を行い農業の振興を図る。とあるが、どのような取組を行っているか。

A 農業振興策として遊休農地や町所有未利用地の利用促進に関しては、遊休農地の対策として、国の施策である「食糧、農業、農業基本計画」に基づき、遊休農地の再編を進める。

農地の貸付を希望する者が農地中間管理機構に報告し、新規就農者等、借り手の募集を行い、農地を貸し付けてゆくものだ。町では、農地台帳と

合わせ、農地の利用状況や貸付希望者の調査を行うものだ。調査に際しましては、広報や関係団体と連携して情報を提供する。

Q 遊休農地の耕作を復活してもらうための情報提供や営農指導が必要なのではないか。

町管理の土地も賃貸から返還が進むと収益を生まない土地が増える。この土地を耕作可能地として甦らせ、新たな産業・雇用創出の場として提供すべきではないか。

A 国の政策は個別遊休農地を集約して、新たな新規就農者等に場所を提供し就業出来るようにするものだ。農家の中には直売所を活用して収益を求める動きもあり、産業活性化センターの活用などの方法も模索する。更に、観光農業に力を入れた成功例もあり、遊休農地の利用促進と新規就農者の発掘に力を入れていきたいと思う。

Q 二宮町はオリーブの栽培が進んでいる。町起こしにつなげたいと農業者を交えた取り組みがなされている。小田原市では昨年から市長提案で、山北町も町長の重点

施策として本年から取り組むことになった。現在では、二宮町を中心に小田原市、山北町が加わって「湘南オリーブ振興協議会」を立ち上げ、県農業技術センターより営農指導、勉強会を開くなどの活動が始まっていると聞く。オリーブバーとして大磯町、平塚市も加わっているようだ。

未利用地を活用した産業の創出が事業として確立されれば、農業への就農を希望する者を受け入れる手段となり、人口減少対策、労働人口増加対策にも役立つものと思うが。

A 確かに収益の上がるような事業を新たな起業を進めていけば耕作放棄地の解消と農家所得の向上に繋がるものと思う。十分検討する価値はあると思う。

一般質問



板垣由美子
議員

協働を進めるために！

「町民との情報の共有について」

Q 政ごとは寄らしむべし知らしむべからず、ではなく、今はいかに理解し合えるかが、大事な時代で、議会報告会でも町長との意見交換の場の開催を望む声があった。

少子高齢化が進む当町にあつては、町民との協働が重要になってきているが、町民との協働をスムーズに進めるには、情報の共有が大切だと思う。町民との情報の共有を図るために、町長と町民との定期的な意見交換の場を設けることは？

A 町では、町民との協働により、町民主体の町政を実現するための取り組みを進めていくため「意見交換の場」「情報の提供」は、情報を共有するためには本年度は、町政報告会を来年3月に開催する予定だ。財政状況、人口問題、ごみ処理などの課題、今後の町政運営のコンセプト、政策の方向性などを報告したいと考えている。

Q 今後、定期的に開催していくことは？

A 日頃より私は、町長室のドアはいつも開いていると言っているし、一対一の対話も大切にしている。

また、副町長を置いたことにより時間を空けることができる。

町民との意見交換の場を作ることも考えていく。

Q 地域住民から受講の申し込みを受け、職員が集会などに出向き講師として町の取り組みなどを解説したりする形で実施する出前講座がある。県をはじめとして近隣の市町でも実施され、好評だと聞いている。

当町でも開設し、町政に関する情報を提供して

いったらどうか？

A 出前講座の開設については、制度化はされていないが、現状でも要望があれば、各課で対応している。

制度化は検討していく。ペットの同行避難は？

「災害時におけるペット対策について」

Q 東日本大震災においては、自宅に取り残されたり、飼い主とはぐれたペットが放浪状態となり、生活環境への影響などが問題となった。

当町でも多くのペットが家族の一員として飼養されている。

災害時におけるペット対策は？

A 当町の地域防災計画においては、同行避難などの規定が盛り込まれていない。

新たな見直しもある中で、現計画の追加改訂版として、早急に整備に努める。

平時から同行避難に関わる必要事項を飼い主に啓発していく。



二見 和幸
議員

安心・安全の暮らしに向けて！ 救急医療情報キットの全世帯配布を

町では、もしもの時に「救急医療情報キット」を配布しているが、
・65歳以上の一人暮らし
・日中65歳以上の方が一人になる世帯
・障がいを持つ方や寝たきりの方がいる世帯
・65歳以上の方2人世帯
が対象で、全世帯には配布されていない。

突然具合が悪くなった
り、家の中で事故にあつたりするのは町民全てに当てはまり、家族が多い家庭でも家の中に一人になる時や、救急車を呼ぶのが精一杯で家族に連絡を取れない時もありえる。

真鶴町と同じような配布条件の市町村が多いが、全世帯に配布している市町村もある。

情報更新のため、「緊急連絡カード」を広報などの1ページを削って定期的に配布したり、透明な容器は町民に用意して頂き、冷蔵庫と透明容器に貼るシールは町で配布すれば予算も多からず実現できる。

救急時に限らず、地震等で家屋が倒壊した場合、冷蔵庫は強く残ることが多く災害時にも役立つので、全世帯配布の実現を。

A このキットは、平成24年に、高齢者の自宅での「孤独死」が日本中で多発し社会問題化したのを背景に、地域や社会で見守る環境を創出との主旨で、国の地域支援金により、高齢者や障がい者等の要援護者・要支援者を対象に購入したもので、県内では大和市が年齢に関係なく配布しており、医療予防の観点から、自宅で万が一のことがあった際に救急医療活動や災害時の医療救護活動が円滑に行われるように備えている。

搬送先医療機関では、患者の親族等の緊急連絡先や医療情報などが必要とするが、一人暮らしの高齢者などの同居人がいない世帯で、本人の意識がなく症状等を説明できないような状態の場合に、「救急医療情報キット」を事前に自宅の決められた場所に置くことで、救急隊員が医療情報等の入手に必要な時間の短縮を図り、「搬送先医療機関やかかりつけ医」と連携し、迅速な救急活動につながる事ができる。



また、定期的にシートを見直し、記入内容が変わった場合には、その情報を更新する必要がある。

容器は、プラスチック

やビニール製の箱や袋などを用意し、町では「救急医療情報シートとラベルシール」を整備することに

より、早期の実施に取り組めるように努める。

一般質問



黒岩 範子
議員

住宅リフォーム制度の導入を実現の課題へ

Q 今まで町の回答は「研究課題」だったが「実現の課題」にしてほしい。

この制度は町内に住む個人が住宅リフォーム・修繕や改修を行う際、町内在住の建設業者に発注するという条件で自治体からリフォーム費用に一定の補助を行う制度。全国で大きく広がり、県下では12自治体、町村では葉山・寒川・二宮の3町の他に清川村の4自治体が導入。内容は、例として、消費税を除く10万円以上の工事に対し、工事の5%、上限5万円、又は一律5万円とか10万円の補助を行っている。制度の効果として、

① 町民の身近な住宅要求にこたえ、地域経済循環を促進し、町の税収を増やす② 経済波及効果が数

字で分かる③ 小規模の業者でも元請として直接仕事が増え、仕事おこしとなる④ 後継者づくりにつながる、若者に地元で働ける希望をつくる。当町としてはどのような考え進めていこうとしているのか？

A 厳しい財政状況の中で、町の各種補助金を見直し検討した中で、公平性、公益性の点からもこの公費補助制度について慎重な判断をしていきたい。

まだ、実施自治体が少ないので多くなったら検討する。やらないといっているわけではない。

安心して子育て出来る町づくりを

Q 定住人口増加対策として安心して子育てできる環境を整えるための政策をトータルで実行していくことが必要。子どもの医療費が当町では中学卒業まで無料というのは大いに評価できる。

そこで、① 第三子以降の出生に対する祝金の支給制度は出来ないか② 安心して元氣な子どもを生んでほしいということから妊婦健診幼児健診、法定外予防接種への助成についての当町での実情と今後どのようなことをやるうとしているのか？

A 真鶴町すくすく赤ちゃんと子育て支援給付金要綱に基づき1児童につき1万円を支給している。支給額の増額、第二子以降の金額改定等、町の財政状況を勘案し、検討する。

年間の出生率はここ数年35人前後。妊婦健康診査は初回9千円2回目以降5千円の補助券を交付。妊娠期限内に1回の無料歯科検診実施。乳児診断は4カ月と8・9カ月診断、1歳6カ月と3歳児健診を実施。妊婦と家族・乳児を対象にした各種教室を実施。予防接種については法定接種の12種を実施。ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンは25年度から、水痘ワクチンは本年10月から実施。法定外予防接種への補助は当町単独実施は考えていない。

平成26年 10月臨時会 審議結果

会期(10月29日)

議案番号	議 案	採決者数	賛成	反対	議決結果	板垣由美子	田中俊一	黒岩範子	高橋 敦	光吉孝浩	岩本克美	海野弘幸	青木 繁	村田知章	青木 巖	二見和幸
議案第50号	真鶴産業活性化センター条例の制定について	10	9	1	可	○	○	○	○	○	○	○	○	×		○

平成26年 11月臨時会 審議結果

会期(11月28日)

議案番号	議 案	採決者数	賛成	反対	議決結果	板垣由美子	田中俊一	黒岩範子	高橋 敦	光吉孝浩	岩本克美	海野弘幸	青木 繁	村田知章	青木 巖	二見和幸
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	10	10	0	承	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
同意第4号	真鶴町監査委員の選任について	10	10	0	同	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
議案第51号	真鶴町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10	10	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
議案第52号	真鶴町常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10	10	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
議案第53号	真鶴町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10	10	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
議案第54号	真鶴町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	10	10	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○

平成26年 12月定例会 審議結果

会期(12月11日~12日)

議案番号	議 案	採決者数	賛成	反対	議決結果	板垣由美子	田中俊一	黒岩範子	高橋 敦	光吉孝浩	岩本克美	海野弘幸	青木 繁	村田知章	青木 巖	二見和幸
議案第55号	真鶴町自治基本条例の制定について	10	7	3	可	○	○	×	○	×	○	○	○	×		○
議案第56号	真鶴町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	10	9	1	可	○	○	×	○	○	○	○	○	○		○
議案第57号	真鶴町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	10	9	1	可	○	○	×	○	○	○	○	○	○		○
議案第58号	真鶴町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	10	10	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
議案第59号	真鶴町特別職の職員中非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10	10	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
議案第60号	平成26年度真鶴町一般会計補正予算(第4号)について	10	10	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
議案第61号	平成26年度真鶴町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について	10	10	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
議案第62号	平成26年度真鶴町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	10	10	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
議案第63号	平成26年度真鶴町真鶴魚座・ケープ真鶴特別会計補正予算(第3号)について	10	10	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
議案第64号	平成26年度真鶴町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について	10	10	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
議案第65号	平成26年度真鶴町水道事業会計補正予算(第1号)について	10	10	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
発議第1号	集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書	10	2	8	否	×	×	○	×	×	×	×	×	○		×
発議第3号	地震財特法の延長に関する意見書	10	10	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
陳情第4号	国家戦略特区(旅館業法を適用除外)に関する意見書の提出を求める陳情書	10	9	1	採	○	○	○	○	○	○	○	○	×		○
発議第4号	国家戦略特別区域における旅館業法の特例に関する意見書	10	9	1	可	○	○	○	○	○	○	○	○	×		○

採決結果 ○=賛成 ×=反対 退=退席 欠=欠席(遅刻・早退を含む) 除=除斥 ※議長(青木 巖)は裁決に加わりません
議決結果 可=可決 否=否決 承=承認 認=認定 同=同意 報=報告 採=採択 趣=趣旨採択 不=不採択

報告会開催報告

11月12日午後6時30分より町民センター3階講義室において第2回議会報告会を開催しました。参加者は町外者も含め19名でした。

内容では、総務民生、経済文教、議会運営、議会広報、広域行政の各委員会より報告を行い、その後、質疑を行いました。詳細はホームページをご覧ください。

参加者からの要望、提言は議長より、文書にて町長に通知をしました。

今後も町民の皆様への説明責任を果たして参ります。

議会運営委員会

委員長 板垣由美子



議長の部屋



青木 巖

新たな産業創出の拠点「産業活性化センター」が12月22日オープンしました。

わが町の観光立町の原因は、昭和29年12月に日本橋兜町の合同証券社長である佐藤和三郎氏が来町し、真鶴半島の素晴らしい景色を視察し観光開発をしたいとの町が申し込みを受けました。

佐藤氏は箱根のホテル強羅花壇とゴルフ場を経営し信頼できると佐藤氏からの真鶴半島観光開発計画を協議して議会も承認しました。

開発計画は、その後小田急電鉄と山一証券が引き継ぎ昭和34年9月に真鶴有料道路が開通し現在の半島公園施設が出来上がりました。

町民の皆さん、町の再生は「産業活性化センター」を町観光産業の起爆剤になるようご協力をお願いします。

自治基本条例について

12月定例会で、町の憲法といわれる自治基本条例が可決され、平成27年4月1日に施行されます。

この条例は、町民自らが地域のことを考え、町民、議会、町長及び執行機関が協働し町民主体の町政を実現する行動規範です。

町民の暮らしの充実や産業の振興により、真鶴町の発展に寄与すると考えます。

重要な項目は、

1、基本理念…協働による町政の運営にあたり、「町民の幸せな暮らしの実現」、「地域の人たちの思いやり、支え合い」、「安全な暮らしの実感」、「経済基盤の強化」という4つの基本理念を掲げています。

2、情報公開等…情報共有の原則に基づき、議会と町は、町民の生活に必要な情報を積極的に情報提供するよう努めなければなりません。

3、町民からの意見聴取…町長は、町政に関する重要な政策や計画を多くの町民が参加し意見を述べることができるよう、町

民参加の機会をつくる必要があります。

また、町民は町民主体の町政実現に向けた提案をすることが出来ます。

4、住民投票…町長は、町全体にかかる重要事項について町民の意思を確認するための町民による投票を実施することが出来ます。(町全体にかかる重要事項とは、住民間又は住民と町との間に重大な意見の相違が認められる状況で住民に直接その意思を問う必要があるもの。)

5、町民からの公募…町長及び執行機関は、委員会等の委員を選任するに当たっては、複数の委員を町民から公募するように努めなければならない。

6、条例の見直し…町長は、社会情勢の変化その他、この条例の見直しの必要性を認めた場合には町民の意見を踏まえて施行の日から概ね4年を目途に見直しをすることが出来ます。

議会や町民の要請による見直しなど町民・議会・行政が一体となってこの条例を守り育てていくことが重要です。

海士町視察

10月20日(月)より22日(水)まで、真鶴町の地域振興策の参考とすることを目的に、島根県隠岐郡海士町への視察を行い、議会からは議長・副議長・高橋、町からは町長・教育長が参加しました。

海士町は、町全体が一つとなつて様々な事業に取り組む地域再生の成功例として知られている自治体で、官民連携の産業振興策を次々と事業化しており、民間事業者による新たな起業に挑戦しやすいシステムが構築されています。

また、海士町オリジナルの教育振興策、移住者促進住宅の整備等、様々な仕組みがあらゆる分野で巧みに仕掛けられており、人が人を呼ぶ循環が形成されています。

これらの取り組みを参考に、議会としても、町の活性化に向けた提言を行っていきます。

総務民生常任委員会

副委員長 高橋 敦

編集後記

回り持ちで編集長を担当することになり、私の番となりました。パソコンの達人がそろっている議会広報委員会の中で、未熟な私は皆さんに大変お世話になりました。ありがとうございました。とても勉強になりました。

この間の10月・11月の臨時会・12月定例会では、各議員それぞれの立場から白熱した議論が展開されました。

3月定例会は真鶴町の予算が審議される予定です。

町民の皆さん、議会を身近なものに感じていただくためにも議会傍聴にお出かけください。

議会広報特別委員会

委員 黒岩 範子

議会広報特別委員会

委員長 村田 知章
副委員長 光 孝 浩
委員 田 中 俊 一
黒 岩 範 子
高 橋 敦 子
岩 本 克 美